

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年八月二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
古川駅南眼科クリニック	大崎市古川駅南三―三六	令和七年九月一日
りきおこどもクリニック	仙台市青葉区落合六丁目一番一号	令和七年九月十九日
国分町たにた内科・循環器内科	仙台市青葉区国分町三丁目四―一二 三階	令和七年九月一日
さくらキッズクリニック	仙台市青葉区中山吉成一―四―五中山吉成 メデイカルステーションニF	令和七年九月一日
仙台どうき・息切れ内科総合クリニック	仙台市太白区向山二丁目一八―一〇	令和七年九月一日
ひだまりキッズクリニック	仙台市泉区上谷刈四丁目八番一七号	令和七年九月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年八月二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
齋藤産婦人科医院	石巻市中央三丁目五番二六号	令和七年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年八月二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
南館歯科・矯正歯科	岩沼市桑原一丁目六一八	令和七年八月一日
谷津歯科医院	伊具郡丸森町字鳥屋三四	令和七年八月三日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年八月二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイベル薬局 落合店	仙台市青葉区落合六丁目二―二	令和七年九月一日
すばる調剤薬局晩翠店	仙台市青葉区国分町三丁目四―一〇―四階	令和七年九月一日
明日可薬局荒巻	仙台市青葉区荒巻神明町一九―一二エヌケ イメゾン参番館一〇―	令和七年九月一日
マロン薬局	仙台市青葉区栗生四丁目二―一	令和七年九月一日
日本調剤 長町センター薬局	仙台市太白区长町一丁目二―一〇	令和七年九月一日
ホープ薬局 向山店	仙台市太白区向山二丁目一八―九―二	令和七年九月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七 年 八 月二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東塩釜調剤薬局	塩竈市藤倉三丁目六一―一	令和七年八月四日